

北谷町コミュニティバス運行業務 仕様書

1 基本的条件

運行開始日から北谷町コミュニティバスを円滑に運行できるよう、受託者は一般乗合旅客自動車運送事業者であることとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 北谷町コミュニティバス運行業務
- (2) 履行場所 北谷町地内
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和10年9月30日まで

3 業務内容

(1) 運行業務

ア 運行期間 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

※運行日は、月曜日から土曜日とし、日曜日、祝日、年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）及び6月23日（慰霊の日）は運休とする。

運行日数は次のとおり。

- ・令和8年度145日間（令和8年10月1日～令和9年3月31日）
 - ・令和9年度294日間（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
 - ・令和10年度148日間（令和10年4月1日～令和10年9月30日）
- 計587日間

イ 運行方法

道路運送法施行規則第3条の3第1項第3号に規定する区域運行とする。

ウ 運送事業許可

受託者は、令和8年10月1日の運行開始までに、公安委員会・沖縄総合事務局への運行許可申請を行い、許可を得ること。その際、北谷町は必要な支援及び資料の提供を行うものとする。

エ 運行形態

- ・運行エリアは、北谷町全域とする。
- ・指定乗降所の場所は、別添図のとおりとする。
- ・指定乗降所間を運行し、それ以外の場所で乗客の乗降を行わない。
- ・車両は北谷町が無償貸与する。
- ・運行時間帯は午前8時から午後6時までとする。
- ・北谷町コミュニティバス運行計画の見直し等において調整が必要な場合は、北谷町と受託者が協議を行い決定する。

オ 運行車両

① 運行車両について

- ・北谷町がリース契約し受託者へ無償貸与する車両を使用すること。当該車両の詳細については、「北谷町コミュニティバス車両貸借仕様書」のとおり。

② 予備車両について

- ・車検、事故等により車両が使用できない場合、運行計画に支障を来さないよう予備車両を使用し対応すること。

③ 車両の整備管理について

- ・貸与車両は、常に適正に整備すること。
- ・貸与車両は、年間の走行距離が均一になるよう車両の使用計画を作成し、車両の管理を行うこと。
- ・貸与車両に付随する消耗品、備品を適正に管理すること。
- ・貸与車両の車検等整備点検・修繕については、受託者で対応すること。
- ・道路運送車両法第 47 条、第 47 条の 2 及び第 48 条の規定に基づく車両の点検など車両の適正な維持管理に努めること。
- ・車内清掃については毎日行うこと。
- ・洗車は車両の汚れの無いよう適宜行うこと。

④ 車両の保管について

- ・車両については、受託者の車庫で保管するものとする。

⑤ 燃料等の給油について

- ・北谷町が指定する給油所において運行に要する燃料の給油を行うこと。
- ・燃料費は北谷町が負担する。

カ 運賃・運賃収入・経費精算

① 運賃について

- ・運賃は、300 円とし、割引運賃は 150 円とする。
- ・1 歳以上小学生未満は 2 人目までを無料とし、3 人目からは割引運賃とする。1 歳未満は無料とする。ただし、小学生未満は保護者が同乗する場合に限る。
- ・65 歳以上の高齢者、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者、介助者（高齢者、障がい者等で介助を必要とする者の介助者）、運転免許自主返納者及び小学生は割引運賃とする。
- ・回数券の収受（150 円券及び 300 円券）
- ・設置された運賃箱にて、乗客から運賃等を徴収すること。
- ・釣銭を準備すること。

② 運賃収入について

- ・運賃は月締めとし、翌月末日までに北谷町に納付すること。

③ 経費精算について

- ・経費の精算については変更契約にて対応する。
- ・運行日数が減る場合は、経費精算の対象とする。

キ その他の運行体制に関すること

- ① 受託者は、旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 2 の規定に定めるところによる運行管理規程の写しを北谷町に提出すること。
- ② 運行管理者は、乗務員及び運行管理業務にかかるものを監督し、常に適正な運行管理に努めること。
- ③ 運行管理者は、業務を執行するにあたり交通安全に万全を期し、乗務員に交通安全教育を徹底すること。
- ④ 乗務員について、令和 6 年 4 月に適用された厚生労働省の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づき、運転業務に必要な乗務人員を確保し、運転業務体制を構築すること。
- ⑤ 運転中に事故が発生した場合は、受託者は直ちに事故調査をし、遅滞無く北谷町へ事故の詳細を報告するとともに、責任ある対応で被害・加害を問わず解決すること。なお、車両の故障等についても同様とする。
- ⑥ 事故発生に起因するすべての費用は受託者が負うものとする。
- ⑦ 受託者は、利用者からの乗車方法、運賃、乗降所位置などの受託事業にかかる問合せ及び苦情等に対し、誠意をもって適切に対応し解決を図ること。
- ⑧ 天災その他やむを得ない事由により運行の変更又は中止をする場合は、速やかに北谷町に報告すること。
- ⑨ 予約受付コールセンター（受託者：公益社団法人北谷町シルバー人材センター）と密に連携し業務を遂行すること。

ク 運行業務に関する報告等

北谷町が求めた際には、運行実態が確認できる関係書類等を速やかに提示すること。

ケ 損害賠償

- ① 運行業務に起因する損害又は傷害に対する賠償については、受託者がその責めを負うものとする。
- ② 運行車両の自動車任意保険、その他必要な保険などについては、受託者が加入するものとする。

(2)業務成果

本業務の成果品は以下のとおりとし、月毎にまとめた紙資料 1 部を該当月の翌月 10 日までに北谷町へ提出するものとする。ただし、10 日が閉庁日に当たる場合は翌営業日までとする。

- ア 業務日誌（乗務員・利用者数・運賃収入・走行距離・遅延状況等を記載したもの）
- イ 乗務前後の点呼記録簿
- ウ 燃料給油量がわかる資料（納品書の写し等）
- エ 乗合運行前車両点検記録

(3)その他留意事項

本仕様書に定めのない事項については、北谷町と受託者の双方が誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

北谷町コミュニティバス車両賃貸借 仕様書

北谷町が賃貸借を行う小型乗用ハイブリッド車に要求する仕様について、必要な事項を次のように定める。

なお、当該車両の所有者は賃貸人とし、使用者は北谷町コミュニティバスの運行事業者とし、営業用自動車として緑ナンバーを取得する。

1 件名

北谷町コミュニティバス車両賃貸借

2 納車場所

北谷町桑江一丁目1番1号（北谷町役場）

3 賃貸借の内容

- (1) 賃貸方式 メンテナンスリース
- (2) 賃貸台数 小型乗用ハイブリッド車 3台
- (3) 賃貸借期間 令和8年4月1日から令和10年9月30日までの30ヵ月間

4 賃貸借の条件

- (1) 運輸支局が行う検査を受け有効な自動車車検証の交付を受けた新車であること。
- (2) 車両は納車前に各部の点検や整備を十分に行い、納車時に各部の動作確認ができるようにしておくものとする。
- (3) 月間予想走行距離は、2, 250km（90km/日）である。
- (4) 期間満了後、車両は所有者に返納するものとする。
- (5) 賃貸人は、車両納入前後に次の書類、図面等を北谷町に提出すること。
 - ア 取り扱い説明書 1部
 - イ 車検証の写し及び自賠責証明書の写し
 - ウ その他、北谷町が必要とする書類又は図面
- (6) 普通自動車運転免許で運転できる車両とする。

5 賃貸借車両の仕様

- (1) 小型乗用ハイブリッド車
 - ア 車体の形状 小型乗用自動車（タイプ：ステーションワゴン）
 - イ 車体色 白（ホワイト系）
 - ウ 総排気量 1, 800cc（ハイブリッド）
 - エ 年式 令和5年式
 - オ 乗車定員 7名
 - カ 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
 - キ 変速機 オートマチック（CVT及びAGSでも可）

- ク 駆動方式 2輪駆動（前輪駆動又は後輪駆動）
- ケ 操舵装置 右側ハンドル車
- コ 参考車種 トヨタ ノアウェルジョイン ハイブリッド車グレードX
※同等品を可とする。ただし同等品承認願で承認を得ること。

6 標準装備品

選定した車両のグレードに応じた標準装備品が具備されていることとする。

7 追加装備品

追加装備品として、次に掲げるものを具備するものとする。

ただし、装備・装着が不可能な場合は、この限りではない。

(1) 外装

- ア スペアタイヤ（応急用タイヤ）
- イ サイドバイザー
- ウ UVカットガラス（フロントウィンドウ、フロント両側ドアウィンドウ）
- エ ボディー内、下回り、ルーフ表面等に防錆処理が施されていること。
- オ ドアエッジプロテクター（運転席・助手席）

(2) 安全性

- ア ドライブレコーダー（前方、後方ともに撮影可能なもの）
- イ バックガイドモニター
- ウ ワンタッチスイッチ付両側パワースライドドア（挟み込み防止機能付）
- エ 標準工具、ジャッキ、三角表示板を備えること。

(3) 内装

- ア カーナビゲーションシステム（コネクティッドナビ対応）
- イ フロアマット（前席、後席共）
- ウ AM/FMカーラジオ（カーナビゲーションシステムと一体型でも可）
- エ アシストグリップ
- オ AC100V・1500W/2個/非常時給電システム付

8 貸借人が負担する経費

- (1) 車両代及び追加装備品代
- (2) 登録諸費用
- (3) 自動車税環境性能割
- (4) 自動車重量税（期間中全額）
- (5) 自動車税（期間中全額）
- (6) 自動車損害賠償責任保険料（期間中全額）
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に掛かる費用
- (8) 継続検査
- (9) 法定点検

- (10) 使用者の過失や責任に伴わない修理（一般故障修理）
- (11) 一般消耗品（エンジンオイル及びオイルエレメント等）の交換及び補充
- (12) バッテリー交換（期間中必要数）
- (13) タイヤ交換（磨耗によるタイヤ入替え）

9 賃借人が負担する経費

- (1) 燃料費（電気料金含む。）
- (2) 所有者の責任に伴わない修理
- (3) 運転者の故意による破損修理費用
- (4) 任意保険費用
- (5) 災害、天災等による修理費用

10 その他

- (1) 賃貸借料の支払いについては、月額払いとする。請求書は、賃貸借車両の使用月の翌月 10 日までに北谷町企画財政課あてに送付するものとする。
- (2) 賃貸人は、道路運送車両の保安基準に関する不具合（リコール）の情報を得たときは、速やかに賃借人に連絡をし、修理等の手続き方法について助言すること。
- (3) 道路運送車両の保安基準(昭和 26 年 7 月 28 日運輸省令第 67 号)に適合していること。
- (4) 「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準」に適合する自動車、又は国土交通省の定める「移動等円滑化基準適用除外自動車の認定要領」に適合する自動車であること。
- (5) 継続検査、法定点検等を行う場合は、事前に町担当者と日程を調整のうえ、当該車両保管場所まで引取、納車を行うものとする。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項について疑義や不明等が生じた場合は、賃貸人と賃借人とで協議して定めるものとする。



乗降所マップ



✓ CHECK! /

おすすめ観光スポット

緑色のピンが目印



このバス停が目印たん!

運賃について

大人(中学生以上)	300円
[割引対象者]	
① 65歳以上の高齢者	
② 障害者手帳・療育手帳所持者	
③ 上記①②の介助者	
④ 運転免許証自主返納者	
⑤ 小学生*	150円
*1歳以上小学生未満は2人目までを無料とし、3人目からは割引運賃とする。(ただし、保護者同乗に限る)	
1歳未満	無料

運行日時

月曜日～土曜日のみ運行
 祝日、年末年始(12月30日～1月3日)、
 及び6月23日(慰霊の日)を運休とする。
 午前8時から午後6時(完全降車)まで



予約受付コールセンター
098-936-8651



WEB予約はこちら
<https://chatan.aisin-choisoko.com>

